

事務連絡
令和2年 7月 3日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部の改組に伴う
「地域支援班」の創設について

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（以下「本部」という。）は、現在の「医療体制地方支援チーム」を改組し、都道府県の「ワンストップ窓口」としての機能を拡充していくため、「地域支援班」を設けることとしたことについて、下記のとおりお知らせします。

なお、この改組に伴い、令和2年4月13日付事務連絡「厚生労働省対策推進本部における「医療体制地方支援チーム」の創設について」は廃止いたします。

記

1 「地域支援班」の創設について

これまでの組織体制では、①感染拡大時の都道府県における入院医療体制の対策移行準備時における情報共有及び相談支援、②感染拡大時における都道府県に対する職員派遣や連絡調整等の支援を行うため、本部に「医療体制地方支援チーム」（令和2年4月13日付事務連絡。以下「支援チーム」という。）が設けられていたところです。

今般の本部の組織体制の見直しにおいては、地域に対する支援機能を充実するため、支援チームを改組し、新たに「地域支援班」を設けることとしま

した。「地域支援班」では、これまで支援チームが担っていた業務を引き続き担うとともに、本部において政策立案を担当する各班と都道府県との橋渡しを行う「ワンストップ窓口」としての機能を拡充していくこととしています。

地域支援班では、厚生労働省の審議官クラスを班長とするとともに、地方知事会の区域を基本として、全国を7ブロックに分け、ブロック毎に厚生労働省の課室長クラスの地区別班長を置きます。これまでと同様に、地区別班長等が担当する都道府県を明確にした上で、地区別班長及びその下にいる担当職員が一体となって、都道府県に対する支援に当たることとしています。これまでの本部関係の各種の問い合わせ先、連絡先等を変更するものではありませんが、必要な場合には当該窓口の活用もお願いいたします。

2 リエゾン職員について

「「医療体制地方支援チーム」への都道府県からのリエゾン職員の派遣について」（令和2年6月26日事務連絡）においてもお示ししたとおり、地域支援班においても、引き続き、都道府県のリエゾン職員を受け入れることとしています。その際は、東京事務所の職員の派遣の受入も可能です。リエゾン職員を派遣していない都府県におかれては、派遣に係る積極的な検討をお願いいたします。

（本事務連絡に関するお問い合わせ先）

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

地域支援班総括担当班長 小澤

地域支援班 安藤

電話番号03-5253-1111（内線8314）

電子メール：corona-iryoku@mhlw.go.jp